

通告

11/14
Kuwano

今回請手當ノ支給額が改正増額セラレコトナリ而モ

之ヲ八月一日ニ廻リテ實施スルコトナツタカラ八月九

月兩月分ノ増額ハ本月分ト共ニ其ノ支給ヲ受クルデアラウ

トモ増額ニ就テハ當局ニ於テ其ノ必要ヲ認メ去ル六月ヨリ其

ノ筋ニ於テ之ヲ方論議ヲ爲シ居タルモ何分陸軍ノ工場支クト

云フ譯ニモ行カズ一般ニ涉リ調査セラレタル爲案外ニ手間

取リテ諸子ヲシテ待テ遠シク感ゼシメタ次第デアレ元來官

ノ工場テハ民間會社ノ如クモ續カ簡單ニ行クモノテナイ又

假令増給ノ意思カアリテモ其ノ決定前ニ之ヲ豫告スルト云

フコトモ出来ナイノデアル若シ萬一此度ノ手當増加が過般

小石川及十條方面ニ起ツク増給運動ノ結果デアルト思フ者

ガアラバ其レハ甚シキ間違テアル誤解ノナイ様ニ二言シテ

置ク

二、近頃新聞紙上ニ現ハレ居ル労働八時間制ハ其ノ實施ノ内容

多クハ増給ノ一方便トシテ八時間制ノ名ヲ利用シテ居ルヤ

ウニ思ハレル從テ國際労働會議ノ議題タル八時間制トハ全

ク其ノ精神ヲ異ニシテ原ル標テアヲ抑モ議題ノ八時間制ハ

労働者ノ保健修養等ノ爲正味八時間ノ服勞ヲ原則トスルモ

ノデアル其レ故ニ歐米ノ各シク唯長夜遊ヲ異ニスル我國ニ

直ニ之ヲ實行スルト云フコトハ極早ノ研究ヲ要スルコトナ

ズハナラヌコトデアル

大正八年十月十日

東京砲兵工廠